

障発 0701 第 2 号
令和元年 7 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

工業標準化法の施行に伴う通知様式の改正について

令和元年 7 月 1 日から施行の不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）において、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号。以下「法」という。）が一部改正されたことに伴い、当職から発せられた通知により定められた様式については、以下のとおり改正し、本日から適用することとします。

各都道府県におかれましては、これについて御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、その他当部から発出している通知、事務連絡に定める様式等の改正についても、別途通知、事務連絡の発出により行う予定であることを申し添えます。

記

第 1 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」等の一部改正

次に掲げる通知に定める様式の規定中「日本工業規格」を削る。

- 1 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」（昭和 60 年 12 月 28 日社更第 161 号厚生省社会局長通知）様式第 4 号から様式第 9 号まで
- 2 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和 60 年 12 月 28 日社更第 162 号厚生省社会局長通知）様式第 1 号、様式第 4 号及び様式第 9 号
- 3 「特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について」（平成 23 年 4 月 1 日障発 0401 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）様式第 1 号から様式第 3 号まで、様式第 5 号、様式第 7 号及び様式第 8 号
- 4 「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則について」（平成 23 年 4 月 1 日障発 0401 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 4 号から様式第 7 号まで

- 5 「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について」（平成 27 年 4 月 1 日障発 0401 第 10 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）様式第 1 号から様式第 3 号まで、様式第 5 号及び様式第 7 号
- 6 「自立支援医療費の支給認定について」（平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙様式第 8 号
- 7 「療育手帳の書換えについて」（平成 3 年 9 月 2 4 日児発第 810 号厚生省児童家庭局長通知）様式 1 及び様式 3

第 2 経過措置

- 1 この通知による改正前のそれぞれの通知で定める様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後のそれぞれの通知で定める様式によるものとみなす。
- 2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。